

# 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）交付要綱

平成31年4月18日 国総計第 3号

令和 2年2月10日 国総モ第 17号

国自旅第256号

## （通則）

第1条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

## （目的）

第2条 この補助金は、都市と地方、高齢者・障がい者等を含む全ての地域、全ての人が、どのような時でも最適な移動手段を利用できるよう、ドア・ツー・ドアの移動に対し、様々な移動手法・サービスを組み合わせて1つの移動サービスとしての提供を目指すことを目的とする。

## （定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「MaaS」とは、出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービスをいう。
- 二 「新型輸送サービス」とは、MaaSに統合可能なサービスのコンテンツとしての、シェアサイクル、カーシェア、オンデマンド交通、超小型モビリティ、グリーンスローモビリティ、自動運転等による交通サービス等をいう。
- 三 「新モビリティサービス推進事業」とは、次に掲げる事業をいう。
  - イ 多様な主体やサービスが参画するMaaSの実証実験や地域の課題に対応したMaaSと連携した新型輸送サービスの実証実験を支援する事業（以下「MaaS実証支援事業」という。）
  - ロ AI（人工知能）を活用したオンデマンド交通（以下「AI オンデマンド交通」という。）等の新型輸送サービスの導入を支援する事業（以下「新型輸送サービス導入支援事業」という。）
  - ハ 地域交通においてキャッシュレス決済の導入を支援する事業（以下「地域交通キャッシュレス決済導入支援事業」という。）
- 四 この要綱における「公共交通事業者」とは、次に掲げる者をいう。
  - イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
  - ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
  - ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者
  - ニ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事

業（本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）を営む者

（補助対象事業者）

第4条 MaaS 実証支援事業における補助対象事業者は、補助対象事業の実施に係る者により構成される協議会、都道府県若しくは市町村（以下「地方公共団体」という。）又は地方公共団体と連携した民間事業者とする。

2 新型輸送サービス導入支援事業及び地域交通キャッシュレス決済導入支援事業における補助対象事業者は、公共交通事業者とする。

（交付の対象等）

第5条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助率については、別表1から別表3までのとおりとする。

（補助金交付申請）

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1による補助金交付申請書に、新モビリティサービス推進事業の実施に関する事項（補助対象事業実施後の本格的な導入に向けた計画を含む。）を記載した計画その他の必要な書類を添付し、大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第7条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容の変更（軽微な場合を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な場合とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」（昭和30年中央連絡協議会）による。

（交付決定の変更及び通知）

第9条 大臣は前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第4による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 補助対象事業者は補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをする

ときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第11条 補助対象事業者が補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第12条 大臣は、補助金の交付の決定をした場合において、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(状況報告)

第13条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付してすみやかに大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 大臣は、前条に規定する完了実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第8による補助金支払請求書を提出しなければならない。

(補助金の整理)

第17条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第18条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第19条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、補助対象事業者等が補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成28年国土交通省告示第744号）に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分（使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう。）をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第9による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

附 則

第1条 この要綱は、平成31年度予算から施行する。

附 則（令和2年2月10日 国総モ第17号、国自旅第256号）

第1条 この要綱は、令和元年度補正予算から施行する。

別表 1 (第 5 条第 2 項及び第 1 5 条関連)

	補助対象経費	補助率
MaaS 実証 支援事業	①ドア・ツー・ドアの移動に対し、様々な移動手法・サービス（商業、宿泊・観光、物流、医療、福祉、教育、一般行政サービス等）を組み合わせることで1つの移動サービスとして提供するための複数事業者間の連携基盤システムの構築に要する経費 ②①の実証実験と合わせて新型輸送サービス（AI オンデマンド交通に限る。）の実証実験を行う場合には、これに必要な経費（車両（レンタル若しくはリースに要する経費に限る。）や決済端末の整備及び運行経費） ③MaaS の実証実験の効果や課題の検証を行うための調査に必要な経費	1 / 2 (①～③で合わせて上限額 5, 0 0 0 万円)
補助金の 額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費の実績額に、補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額 (3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額に、補助率を乗じて得た額	

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第 1 0 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して大臣に提出するものとする。

別表 2（第 5 条第 2 項及び第 1 5 条関連）

	補助対象経費	補助率
新型輸送サービス導入支援事業	地域の公共交通事業者における新型輸送サービス導入のうち、AI オンデマンド交通の導入に要する経費	1 / 3
補助金の額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費の実績額に、補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額 (3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額に、補助率を乗じて得た額	

(注)

補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第 1 0 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して大臣に提出するものとする。

別表3（第5条第2項及び第15条関連）

	補助対象経費	補助率
地域交通 キャッシュレス決済導入支援事業	地域の公共交通事業者におけるキャッシュレス決済の導入に要する経費	1 / 3 （一般乗用旅客自動車運送事業者がタクシー用キャッシュレス決済端末機器及びそれと一体となったタクシーメーターその他の付属機器を導入する場合は1 / 2）
補助金の額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 （1）補助対象経費の実績額に、補助率を乗じて得た額 （2）補助金交付決定額 （3）補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額に、補助率を乗じて得た額	

（注）

1. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第10に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して大臣に提出するものとする。

2. 一般乗用旅客自動車運送事業者がタクシー用キャッシュレス決済端末機器及びそれと一体となったタクシーメーターその他の付属機器を導入する場合に要する経費については、令和元年度補正予算に限る。